

討論

安原（司会）

どうも有難うございました。大変多様な形で問題をお出し下さいまして、始めの方はお歩きになりました実態の中から、老人の問題、主婦の問題等を、また佐賀県等にお触れになりまして東と西の問題をちょっとお出しになられたかと思います。そういう実態の中から、農地流動化の問題、あるいは家族の問題等を関連させてお出し下さいました。同時にまた、ある意味では日本文化の理解に関わるような西と東の問題にもお触れいただいて、こういう問題については是非考え方を聞かせて欲しいという御要望もございました。そして最後に現在の農民家族がふくんであります実践的な課題というものを取り上げて、「いえ」の内部変革が一番重要な戦略的課題ではなかろうかというような形でお結びになりましたかと思います。御質問・御意見等、率直にお出しいただければ

高橋　もう一つ言葉の問題ですが、「直系制家族」という言葉を使う方がいいのか、「直系家族制」を使う方がいいのか、このあたりはちょっと問題があるようと思う。両方使われているように思うのですが、教えていただきたい。第三に、単婚家族という言葉をわりと社会学では使わないのですね。複婚という場合に一人で二人奥さんを持っているとか、そういう形で使う場合もある。それに対応する形で法制史などで使われるよう思うのですが、単婚といふのは要するに一つの家族の中に夫婦が一つであるということですか？要するに、夫婦家族ということを単婚という言葉で指してるのでしようか？

田代

私のイメージで言えば、夫婦か、夫婦と未婚の子供かというそういうものを単婚という言葉で指している。

高橋

親夫婦と子供夫婦で住んでいるのは？

田代

これは二世代家族です。

高橋

単婚じゃないですね。

田代

単婚じゃありません。次の御質問ですが、どちらでも私はかまいません。「制」が入れば私の意図は満たされますか？要するに規範としての家族であつて実態としてどうかということは問いません。

高橋

両方同じぐらいに使われているのですから、その辺りは整理した方がよい、使い方をきちんととした方がいいような気がするのですから。

田代

松田先生、石原さんなんかは直系制家族というような使い方はしていませんでしたか、あるいは白井さんなんか…。いづれかが六十歳以上であるということです。

高橋

直系制家族というのはわかるのですが、夫婦制家族という

高橋

言葉の問題をちょっとお尋ねしたいのですが、西日本の

一世代世帯化というとき、これは老人夫婦のことをお考えになつておられるわけですか。

田代

レジユメに世代構成というのを書いておきましたが、一世代世帯化の中でも特に高齢一世帯化ということです。高齢一世代家族ということでは、おじいさんだけ、おばあさんだけが取り残される、あるいはおじいさんとおばあさんが取り残され、そ

のはね…。家族というのは大体夫婦を基礎単位として成り立ってますから、夫婦制家族という言葉を対比させますと、ちょっとおかしい。夫婦制家族ならわかるけれども。夫婦家族を基本にする、家族制度という意味になるので。どちらがいいのか、

松田 この辺はまたあとの議論につながっていくと思うのですが、七の、直系制家族の諸問題と変革の課題のところで、「いえ」の変革か「いえ」の内部変革かということで、内部変革の方を探っていくべきだとおっしゃっていますが、その「いえ」という言葉と直系家族制との使い方ですが、論者によつて、三世代つながっていくということで「いえ」と言うか、それとももう少し、社会規範を含めて「いえ」と言うか、どちらにポイントを置くかによって、論者によつて問題のとり方が変わって来てしまうだろうと言う気が致します。

田代 社会学内部の難しいことは私ちょっとと判らないのですが、一番最初に問題を出しましたように、私は西日本を含めて、

私の推測としては日本の農家家族は直系家族だらうというふうに見ているわけです。規範としては西日本といえども、行きくべき所としてはやはり直系家族だらうというふうに考えているわけです。そうすると直系とは何かとまた質問が出て来る可能性があるので、いわば実態としては、さっきも言いましたように、自分は女性で学校の先生をやっていても、自分の亭主をつれて来て自分の家の農業をやらせるということを含めて、直系かどうかということはどうでもいいのであって、実態としては三世代家族が続いている。その両方を指して、規範の方から見ようと実態の方から見ようと、いずれにせよそれは両方とも私は「いえ」だというふうに理解してい

るわけです。ですから言い替えますと、「制」、規範ということから考へると一世代世帯でも直系制家族だというふうに理解する。ちょっとさつき言葉が足りなかつたかと思いますが、結論的に言つて私は水田社会に固有の、日本平坦部、世界一の人口扶養力を持つてゐる平坦部の、そういう水田という地目固有の存在として「いえ」ということを考えていくということになります。

相川 家族については、家族関係の形成の仕方のルールをどう

経済的側面、機能をもつかという、二つの側面があります。社会人類学などは家族の形成のルールとして、夫婦家族と、直系家族と、拡大家族という三大類型を作つてゐる。それに対し日本の「いえ」と言つた場合には、家族の形成のルールとしては直系家族である。しかし単にそれだけにとどまらずに、実は「いえ」には経済的側面、機能といつたものが付加されて使われる。そういう組み立てで大体仕分けされてくるということですけど、田代さんの議論はですね、そういう家族の、いわば社会関係のルールと、経済が家族にいかなる規定性を持ち得るかという、その二つを問題提起されていて、その二つの媒体として農地所有、あるいは相続ということを指定されてゐると思う。

ここから質問に入るのですが、基本的に日本の「いえ」を、理解される視点として、一つは水田というもの特性を強調される。それは水田が剩余の蓄積可能という、生産手段としての特性を持っている。それが一つの特徴といわれるわけで、それに私も賛成なのでですが、一つ問題点は、例えば現在の生産力がですね、労働生産性志向というような形で、技術変革が行なわれていく中で、そういうふた

水田の蓄積可能性という、そういうものが変化し、そして変化していくというものを持ち得ているのかどうか、その辺についての田代さんの御意見を聞かせていただきたいというのが第一点です。それから二点目は、兼業化・都市化といった、生計を農外に求めるという経済的な変化、これが今までの水田に根ざした「いえ」に、いかなる変化をもたらすと理解されているのか、これについて教えていただきたい。第三番目に、農地は生産手段であり生活手段であり私有財産であり家財産である、多面的なものということですが、これは私も全くその通りだと思うのですが、こういうものがですね、生産力の進展、消費経済の進展という中で、こういう農地の多様な側面がいかなる変化をもたらされるのか、そしてそれが例えはじめと言われた、労働であったり生活であったり消費であったり、そういう問題についてどう関わるのか、その辺についての御見解をお聞かせ願いたい。

田代 相川さんが専門におやりになっていることで、私が答えるような話ではないですね。まず最初に、そういう仕組ということですか、私はそれは相続という形で端的に現われてくるし、社会学の方々が世界的な農村共同体の類型化をしていくときには、やはり相続が必要だと思います。そういうことでいくと、私の今日の報告の最大の弱点は、むしろ我々が理想的に描いている、イギリスのヨーマンリーなんかはどうだったか。おそらく直系制家族だったと思うんですね。その辺のところをつかれちゃうんじゃないかと思ったら今日はつかれなかつたのでやめておきますが、水田と全く違うところで同じような形態がある。だからおそらく相川さんおしゃったけれども、社会学のおそらく世界的な潮流の中では、農村共同体に

おける相続の在り方として長子相続制なのかそうでないのかということは問題になる。そういう世界的な類型から見ると、日本と西欧はやはり長子相続制の中に入つて来るという点では私の水田中心ということは成り立たないということがあるわけです。意外と日本のわれわれ経済学者は、ヨーマンリーなんてのは本当に人格的自由と自立の存在だと思っているので、意外と民主的な家族を描いているのではないかという私の想定なのですが、冗談じゃない。そういうわけで、一つは生産力の向上が「いえ」とか「むら」とかいう問題にどういうふうに関わってくるのかという問題として、申し上げるまでもなくその「いえ」というのを一つの生産関係としてつかまるということは、綿谷さんが提起された問題であって、そういう生産関係と生産力の関係というふうに置き換えてみますと、根本的な問題になってくるのですが、そういう問題について私に答えると言われましてもはつきり言って答えられないと言いますか、今申し上げたかったことは発生史的に見て、少なくとも日本の直系家族制と言うのはそういう水田の生産力を基盤にして成り立つて来たのではないか。それはやはり数千年かけて成り立つて來たのであって、最近のごく短期間の生産力の変動ということについては、やはり上部構造・下部構造のすれ違いみたいなことはあるだろう。もうちょっとやはり長期を見渡してみるとそれがどういうふうに帰趨していくのかわからないのではないか。さきほど申しましたように、にもかかわらずやっぱり日本に出て来ている大規模経営などをとってみると、そういう問題をやはりそろクリアしつつあるのではないかという印象を受けるわけです。しかし、日本の生産力全体がそつちの方向で流れていくのかどうかというのが今、相川さんなんか

がやっている一番のポイントであると思うのですね、大規模経営になっていくのか、それともやはりこういう小農経営が残りながら、違った形でもって生産力の器になっていくのかという、その辺にやはり関わってくるので、ちょっとやつぱり何とも言えない問題があるのだろうと思うわけです。

それからもう一つの側面としての、都市化だと兼業化だといった問題に対しはどういったふうにファクターを入れてくるのかということですが、私はさつき申し上げたように、おしなべて日本は、西であれ東であれ水田であるならば、こういう三世代家族というのは規範であり原型ではないだろうかと見ているわけです。そのなかで特にやはり東山から中四国、九州と、現実にはそういう規範を維持できなくなってきた大きな根拠は、太平洋ベルト地帯というならば都市化という流れであるだろうし、もうちょっと遠隔地でいうならば労働力の流失、そういうことが一番大きな原因になって、それでやはり単純に崩れて来たわけで、さっきの、東では生産手段的土地位所有権が強く西では財産所有権が強いということは、やはりそういう都市化との関係といいますか、都市との経済循環という、山田盛太郎先生以来の西日本と東日本の経済循環の違いみたいなものがやはり規定しているだろうというふうに私は見てるわけです。同時にですね、三世代家族がなぜ今まで維持できたかというと兼業が可能だったから維持できだし、また兼業の最大の要因は三世代家族であることが兼業を可能にしたのである、そしてまたその兼業が三世代家族を支えてきたということが言えるだろう。同時にその兼業ということは、三世代家族を崩す方向に大局としては動いていくのだろうというですね、非常に難しい、維持しつつかつ崩していくと

いうですね、そういう弁証法的な関係に戦後の三世代家族と兼業との問題はあるんじゃないかというふうに理解しておりますが、これはまあ、相川さんの問題提起に対してストレートに单一の答えスパートと出せる状況ではないということなんですが…。三点目の方はすいませんが問題をもう一度端的に。

相川

農地の性格が生産力との関係でどう対応し、具体的には「けじめ」という点にどう帰ってくるのかということです。

田代

様方の研究会での色々な御議論を伺っておりまして、先ほど申したように生産手段、生活手段、私有財産権、家産という四つの側面が日本の農地所有にはあるのであって、傾向としては、例えば生産手段所有権が消えていくんじゃないかというようなところで議論しない方がいいのではないかというのが私の言いたいことなのです。最後の薄皮一枚、首の薄皮一枚でも生産手段として活用される限りはそれはやっぱり見て行った方がいいんじゃないか。生産手段と生活手段との差というのはですね、あるようではないようだということもあるんじやないか。議論が極端になつていって、生活手段としての側面がだんだん消えていくとそれはやっぱり農地所有は性格的になくなつて行くんじゃないかという議論はあまりしない方がいいんじゃないかなというのが私の予想であるわけです。繰り返しますと薄皮一枚でも生産手段としての意味が残っているならば、そういうものとしてトータルに把握していく方が議論は生産的ではないだろうかと考えています。

けじめということで言うならば、ちょっとそれは難しいですね、五年前ぐらいに議論したいと思うんですけども。と申しますのは、今

度一応特定農地の貸付ということでもって農地取得の制限について一定の風穴が開けられてくるわけですが、これはおそらく私は食管法との関連で五年持たないんじゃないかと見てるわけです。その場合に農地法を巡る問題がまた起ってくる。そこでおおいにやつてみたらどうかと。結論的に言つて私は個人所有権みたいなものがやはり認められる方向に動いていかざるを得ないんじやないかと見ておりますし、またそれでいいんじやないかと見てるわけですが、それと「いえ」がどうからむかということは、食管が崩れちゃうとか何とかという前提を入れてこないとなかなか見えてこないもので、五六年後ぐらいにやればもう少し生産的になるんじやないかという形で逃げさしていただきたいと思います。

安原

今相川さんがおっしゃたこととちょっと関連するのですが、先ほど田代さんおっしゃった、生産手段的側面というのが無くなつて、家産としてですね「いえ」というものを考えていくという考え方もあるようだけれども、自分はそうは考へない、その場合にはやはり「いえ」というものは無くなるんじやないかというお話しがありましたけれども、そういうことはあると思いますがもう少し敷衍しますと、例えば庭畠的な意味ですね、若干何かやるということがあるんだろうと思いますが、むらのなかでですね、やはり一軒前の農家として認められると、いわばそういうような意味で家産的なものというのがなかなかならないということが考えられるのですが、その場合にはそういうものはもう全て「いえ」と認めない方がいいとお考へですか？

田代

私が認めるか認めないかということじゃなくてですね、いろんな形でもって例えば耕作ということが無くなつたとし

ても、農協の組合員資格は残しておくとかですね、いろんな形でもって手当をしようという、要するに完全に土地を貸し付けたとしてもいいわば農家である、結果的に農家であるし農協の組合員である、こういういろんなことをお考へになつて農地の流動化を進めようと考えていると思うんですが、私はですね、やはりそのお宅が完全に農地を貸しちゃつた場合ですね、そこで相続問題が出て来たときに本当に今の単独相続というか、そういう形が継続していくんだろうかということで考へるとそれはかなり均分相続的なものが入つてくるんじゃないか、結構的に「いえ」はそこで潰れていくんじゃないのか、ただそれが自家菜園であり、自給的な野菜畠であれ、そういう形でもってともかく生産手段としてそこを農地として使つてはいるということが有る限りですね、そう簡単にはいかないだろうというの私が予想であるわけですね。ですから、色々な御議論があるようですが、傾向として生産手段的・所有というものが消えていく、それをにらみつづなおかつ「いえ」のシンボルとして農地所有が残るだろうし残っていくだろうという予想は私は持つていらないということです。その方向が望ましいか望ましくないかということでは、私はやはりその方向は望ましくないだろうと見ておりまし、「いえ」は残つた方がいいだろうと考へているわけですから。その辺はお互いにシミュレーションの世界でありますから、現実はどうだということは言えないと思う。例えば私は都市でいろんな農家調査をするわけですが、そういう実態を見ていますとそれはやはりちょっと難しいんじゃないのということですね。自家野菜であればやはり採れたら遠くの兄弟にも送つてみるとかですね、横浜なんかでいえば、はまなしか非常に有名なわけですが、自家菜園的にはまなしを作つて

いたとしてもそれが採れたら兄弟に送ったりしてればそう問題も起きないだろうというのが私の予想であるわけです。

黒崎

今までの話につながらないので申し訳ないのですが、先生のお話しですとレジユメの「畑作一農地価格は畠単位」というそういうところが鹿児島県や宮崎県の南部に今でもあるということですね。そこでお伺いしたいのはですね、そこでも水田を作っているところもありますよね。そしたら水田作ってる所はレジユメの水田のところにあるような「むら」ができるわけですか。それとも畑作のところに先生がお書きになっている均分相続・家としての蓄積・継承が欠如して自由に作り分割できる「むら」「そういうむらなんでしょうか。同じ地域の中で、畑作の所で先生のおっしゃるような通りであるということは事実でしあうね。そこでの水田を作つているむらはどうなんでしょうか。

田代

これは相川さんや磯辺さんに答えてもらった方が安全だと思います。と申しますのは私が相川さん達と一緒に調査しましたのは、まさに水田の無いところをやつたわけです。それはもう物理的に水田ができるないという南薩の顯姓町という畑作地帯で、池田湖の水を引いてやつと水ができるときにはもう水田を作つても意味がないということでもって、そのむらでも何町と数えるくらいしかないといふんですね。そういう純粹なところをとつてこういう議論を組み立てているわけです。それから沖縄なんかに行けばこれはもう畠単位でなくて坪単位になつてくるわけです。で今の先生のお話しはそういういわば田畑作地帯、同じ鹿児島なら鹿児島、宮崎なら宮崎の田畑作地帯ではどうかというお話しだと思いますが、わたしはよく存じませんが、例えば磯辺先生が昔おやりになつた北薩

の鶴田村なんかとつてみましても、やはり均分的な相続であるわけです。ですからそれはそう簡単な話ではなくて、やはり薩摩藩の世界といいますか、一つの上部構造の単位が出来上つてくるとそれはやはり水田にまでですね、リトマス試験紙のように水田だからこつちの色になって畠だからこっちの色になるということじやないだろ。ひとつ上の上部構造がやっぱり規定していくということころがあるんじゃないのかなあという感じで見ております。ですから結論的に言って、少なくとも鶴田村では磯辺先生、均分的な相続ですね?

磯辺

そうです。

田代

そこでのむらの意識はどうかということはちょっとわからりません。

黒崎

喜左衛門が、「いえ」と同族のことを一生懸命やつておったんですけどもこういう所の構造が入つて来たら果してそれをどう考えたらいのかということを、とうとう最後まで結論をつけることができなかつたんですね。それ位、今そこでお触れになつたことは有賀喜左衛門にとって重要なデータであつたというふうに思うものですから、あえて質問させてもらつたわけです。もう一つ、私自身が日本の「いえ」とか「むら」とかいうものを、一つのシェーマを立てて具体的なものはどういうふうに位置付けるかというときに、今先生のおっしゃつたデーターが入つてくると私自身的の考え方というものが成り立つような気がするのですから、あえて伺つたのです。本当に有難うございました。

田代

先生は前に北海道にいらっしゃいましたね?

黑崎

ええ、居りました。

むしろ私が逆にお伺いしたいのですが、北海道では
例えば養子なんてことはあまり考えないとかですね。

田代

養子は結構取つてますよ。
ああ、そうですか。あまり養子という考えはないと私は
どは伺つておるんですがね。

黒崎　いや、そういうことではありません、「いえ」というもの
を自分がこさえたとなればそれを継いでもらう。こさえな
い段階のときには、それはいえが安定しておりませんので、そういう
うものが圧倒的多数を占めれば、統計処理をすれば、そうだということ
ことになる。一回創つてしまえば、創つた人がいれば、それを継が
せようとしますし、また繰ぐに値するものなら続けることになるん
じゃないか。

磯辺 その場合「いえ」というのは何なんでしょうか。お伺い
たいのです。

黒崎　埋める決心をして、お墓を造りますね。そのときに初代となるのが北海道での初代なのです。そして二代目三代目と先祖代々の墓に刻んでいく。そういうようなものをもし持つてくとすれば持っていくように、いろんなものを整えていく。ただ北海道の場合、例え墓地一つ取り上げてみても、公園墓地みたいな墓地なんです。どの宗派もみんなが一所です。やはり伝承が弱くなるということはありますね。

北海道は表の1に示しましたように私の転職から見ると三世代世帯の率は四一%。² 二ノ、三ノ、五ノ割合で見ると二ノ割合が最も多く、三ノ割合が二ノ割合より少く、五ノ割合が最も少ない。

北海道は、表の14に示しましたように、私の範疇から見ると三世代世帯の率は四十九パーセントで五割を割ってお

りまして、全国平均の五十六・パーセントに比べてかなり低い。逆に一世代世帯の比率は平均よりも高いということでもって、私の範疇からいえばこれは西日本の的な範疇に入るわけです。総研の田畠さんが「北海道の農村社会」ということでお書きになっていますが、彼の認識でいえば、やはり嫁をとつてまで家を継がせようという観念は北海道の農家にはあまりないということですが。むしろ私の方からお聞きしたいのは、北海道は大規模畑作農業ということですが、私は北海道畑作というこの地目と、単に上部構造的にですね、「いえ」から切り離されてあっちに流れて行つた連中であるとか、そういうことは抜きにして、やはり大規模な北海道畑作と、そういう家族現象とは関係があるんじゃないかというのが私の推測なんですけど。

黒崎 それでしたら大変困るんです。統計的処理をすれば確かに先生のおっしゃる通り。ですから例えば私の扱つた、留寿都村の大西というお家などを見ればですね、先生のおっしゃるようにならんのです。やはり先生が日本の「むら」本来、日本の「いえ」本来とおっしゃつてあるような、タイプに近いんですね。

田代 それは水田集落ですか、畑作集落ですか。

黒崎 畑作集落です。それからもう一つね、北海道に「いえ」が統計処理をすれば「いえ」が有るとは言い難いんでしようね。ところが、北海道で色々研究なさっているフォーカロアとか、人類学をやってる方から、北海道に「いえ」が無いということはとても信じられないという報告がどんどんなされている。ですから、私は田畠先生はその点気をつけてものを書いておられるように思います、私納得しますから。ただ、田畠先生について納得できない点はここで

今議論することないから、お話ししませんけれども、大体そういうふうになるわけですね。

磯辺 その納得できないところが私の気になっているところで

して、つまり北海道で「むら」というよりむしろ農事組合を中心とした組織である、という言い方を田畠君は中心に置いているわけですね。

黒崎 いや、その農事組合を中心としてという前にですね、悪

戦苦闘しながらいろんなものをこさえていくわけです。そのときの枠と、農事組合の枠とがどれくらい重なってどれくらいずれてるかということをみますとですね、田畠先生のおっしゃることはわかるんですけども、そう崩れて、離れてないじゃないかと言いたくなるわけです。それから、田畠先生の扱ったむら自体が、私の考えていることを支持するわけです。ですからもし気をつけて見たら、北海道でもいつ入植したか、どの時点で入ったかによって変わってくるのではないですか。私その辺のことはまだ詳しく判りません。

高橋 佐賀の「三夜待ち」の話で年齢階級制、これ一つを取り

高橋 上げれば確かにそうなのですが、三日月村の集落には調査に入つただけで書いたことはないのですが、あの集落は完全な宗教集落なのですね。一年中宗教行事ばかりやっている。それで一つだけではなく青年集団が沢山有って、青年がむらの役回りを分担して、本当に一年中宗教行事ばかりなんですよ。三日月村の中に色々熱心に生産組織などをやっているむらがありまして、要するにむら仕事で宗教行事を出している。出ないと罰金ということでやっていようなどころがあるので、「先進集落だから停滞する」というふう

にきれいに持つてこれのかどうかね、もっと大きく深い伝統があるて、その上にかつての新佐賀段階と呼ばれるような、あるいは集団栽培とか、そういうものが成立していたこともあるのではなかということをお聞きしたい。

それからもう一つ、三の「問題の二重性」のところで三世代家族が非常に問題にされる四世代家族の問題、非常に増えていますんでね、これを入れていかなくてはならないだろう。老後の生活を考える場合、年寄夫婦がその上の世帯を養わなくてはならないですね。そうするとやはり、若い世代との家計負担の自立化が進んでますから、若い世代に頼らないと、そういう自分の生活は自分で面倒みるんだといいう誇りが出て来ていますからね、その場合にですね、自分の親夫婦、四世代の一一番上ですね、これは背負って行かなくちゃならないですね。そういうときに持つ農業の意味とか、土地の意味、そういうものを考えるきっかけとして四世代問題は大きいし、今はなくてもやがて自分もそういう運命になるわけですね。それがやはり若い世代の考え方を多少は規定しているだろう。四世代問題も一つ重要な問題として、僕は十パーセント近くあるんじゃないかなと、僕の調査したむらでは十パーセントぐらいあるわけですね。

田代 農業調査では三世代以上でくくってますかね。統計情報調査したむらでは十パーセントぐらいあるわけですね。

高橋 部に着けばそれは出て来ますけどね。十パーセントはまだないと思いますね。全体に対しても十パーセントですか？

高橋 そうです、長生きしますからそういうことも出てくる。量の問題じゃなくてですね、彼らの観念を支配するものを考える場合に、やがて自分達の運命でもありますしね、農地流動化と

田代

佐賀の方でも私ちよつと誤解を与えたかもしませんが、私が申し上げたかったのは、結局佐賀の場合直系家族制の意識が非常に強いということで、テレビで放映された「おしん」で佐賀は色々批判されたわけですが、まさにあれが本当によく表わしているわけです。そういう意味で直系制家族が非常に強いということが、かつて磯辺さんが調査された昭和三十年代の頃は非常にまだ連中は若くて、そういう時代の家族関係がどうだったかよくわからせんけれども、先進的な交換分合をするとかですね、いろんなことを抱つて来たそういう集落で、そのとき若かった連中が世帯主になつて、やはりその世帯主が非常にしつかりした世帯主であればあるほど、その世帯主は最後まで、死ぬまでやはり世帯主であつて権限を持つてゐるということが、逆にそういうむらの活力というか、先進性というか、そういうことを失わせていつて非常に停滞的なるになつちゃう一つの根拠としてあるんじゃないかということを言いたかつたわけです。先生の行かれた三日月というところはもうちょっと干拓地形成が古いところですけれども、私の行きました東与賀というのはまさに、かなり新しい干拓地であるわけです。そういうものにたいして「三夜待ち」みたいなのがですね、いえの中の縦系列に対して横の連帯みたいなものが出て来て、そこがもうちょっといろいろな発言をしてくれば佐賀も変わることもあるんじゃないのかな、ということが私の言いたかつたことであるわけです。

それから四世代の問題につきましては、今日こういう問題が出るとはちょっと考えていいなかったもので、四世代問題からアプローチするのか三世代問題からアプローチするのかというとですね、やはり三世代問題からアプローチして、六十の息子が八十のおばあちゃん

んの面倒を見るという、そういう問題にアプローチした方がいいんじゃないかという私の予想です。

高山

さきほど松田さんからも直系家族制とそれから三世代家の問題がちょっと出されまして、三世代家族というのは一つの形態で、直系家族制というのは、やはり「いえ」（日本の「いえ」でござりますけど）というものと結び付いたものなんだろうかなという気がするのですが。例えば西ドイツにいて農村に入りまして、三世代家族、ただそれが二階がおじいちゃんおばあちゃんというように完全にフロアを分けている、そういうような三世代家族というのが農村の中に結構あるわけです。だから三世代家族であるということ、直系家族ということは、これは当然違うんだと、私などは考えております。それが、日本の場合にはかなりだぶって感じられているという形態をとつてゐるんだろうと思ひます。

それで問題は、その先で、「いえ」の変革か「いえ」の内部変革か、こここのところで「いえ」の変革ではなくて「いえ」の内部変革だと、全面的な意味での「いえ」制度が維持されていれば、その父長的な「いえ」というようなことで家族制度から言つても「いえ」の変革ということは戦後の民主化の課題になつて、それがまた戦後の民法のもとで制度としては目に見えるような形では「いえ」の変革が対象になるようには考えられない。そう致しますと問題は「いえ」の内部変革ということにならざるを得ないんじゃないか。そこで、おっしゃったように私も個人の自立、それが大変重要な問題になるだろう。そうしていったときに個人の自立といった場合に、まだ曖昧模糊としている嫁の地位の問題、即ち身分的な問題と、それ

から所有権にはつきり出てくるような経済的な権利の問題。この二つのことのが自立の概念には必ず入ってくる。その両方が、内部変革の対象になっているんだろう、というふうに思うわけです。そして、そこから先なんですが、そういうふうに個人の自立というのがどういう契機で日本の中で起こってくるか、これはちょっと私には何も言えないんです、はっきり申し上げて。しかし、そういう問題を提起された限りで、本当に個人の自立が、徹底されて言ったときに、こいつ、「いえ」の内部変革で「いえ」というのは残るんでしょうか? 私はもう残らないんじゃないか、そこまで徹底して行ったときに、家族関係として個人個人の関係として形成されてくるような家族関係であれば、もう「いえ」というようなことを言う必要はない。そして今の段階では内部変革しかないんだろうというふうに感じているんでその辺の御意見を伺いたい。

田代 結論から申しまして、先生のおっしゃる通りであって、今までの問題を、まさに先生のおっしゃった現在の問題としてどう考えるかということでありまして、もしもですね、行き着いた先に「いえ」というものが破碎されて行くならば、それは当然結構でしょう。だけでも現実の日本においてはそれは問題になっていないということであるわけです。ですから「いえ」の変革かということに、「いえ」というのはマイナスイメージで使われて「いえ」というのは壊しちゃった方がいい、単婚家族になった方がいいという、そういう脈絡の中で考えるということを「いえ」の変革ということと言ったわけですね。それに対して先生の方からおまとめいただいたように、「いえ」の内部変革というのは「いえ」という構造を維持したままであって、そのなかで個人の自由とかそういうことを考えて

行きましょうということで申し上げたわけで、その果てがどうなっていくのかということはもう一つ次の段階の問題であって、そこをどう見通すかということは、私としては当面の感心ではないと、そういう感じであるわけです。

それから前の方のお話しさはよくわかります。私は飯を一緒に食うか、一緒の風呂に入るかということが根本的なところでありまして、それがだんだん離れて行つた暁にはですね、同居という形があつたとしてもですね、やはりそれは違つてくるだろう。だからフロアを分けて住んでることもありますし、あるいは、いえの中に、屋敷の中にもう一軒長男用の家を作つてある。そういう家は「いえ」としては必ず滅びていきます。農家としては終わりだなあというの調査していくはつきりわかります。ですから私はそういう形での範疇の中には三世代家族というのは入れていないわけです。三世代が同居している、同居しているということは具体的に飯を食うかどうか、風呂に入るかどうかということであるわけです。最近お嫁さんが来ない一つの原因に風呂が汚いということがあるようですね。おじいさんおばあさんが農作業をやつた後の風呂は汚れちゃうもんで、そういう風呂には入りたくない。そういう意味では先ほどのフロアを分けるということもあるいは同じ敷地の中でもって棟を分けていくというのもですね、私は危ない現象だと見てて、三世代同居家族の中には入れてないわけです。

高山 そういうふうに三世代同居家族ではないという形でフロアを分けたりしていることが、生産としての農業を壊滅させるかどうかは、もう一つまた別の問題ではないかと思うのですが。ですから、日本の直系家族制、三世代家族制のもとでは、

その形は滅びていくかたちだらう。ドイツの場合また別だと思うんですね。そこでは直系家族制は必ずしも規範意識としてあるわけじゃないし、それともう一つ申し上げたいのは、滅びていく段階だからといながらもじや具体的に個の自立をどうするかというときにですね、やはりそれも一つの解決方法であって、そこで農業経営とどう意識的に結び付けるかということがやはり課題になるだらう。それから今日宮崎先生なんかいらっしゃいますけど、先生がやってきた親子契約とか家族協定農業とか、皆さんから色々批判を受けるわけですけど、それは戯画かもわからぬけれどもですね、やはりこれからやっていく必要があるんじゃないかなと私は思っているわけです。そういういろんな仕組を考えていかないとだめだらうというふうに思うんですね。

柿崎 三世代生活を分離しているというのは、日本では近世から隠居制があるわけですね。そういう形だけを見るとですね、「いえ」が滅びるとか結論づけることになる。それだけではないわけですね。つまり経営との、先ほど話題が出た様に、そういう生活スタイルはいろんな特徴があるわけで：

田代 私にとっては隠居制度というのは「いえ」が無いから隠反する概念で、隠居制度があるということは「いえ」が無いということです、私に言わせれば。

柿崎 あ、そうですか。つまりね、一つの家の屋敷の中にです

田代 それはよく存じております。

柿崎 それは「いえ」が無いと言つんですね？

田代 ええ、「いえ」が無いんです。それは三世代家族が無いということです。直系家族制が無いから隠居制度が生きるということです。直系家族制がある以上は死ぬまでおやじはそのいえを支配していく。

柿崎 直系制と「いえ」とはね、ちょっと僕は…

田代 あ、そうですか。私は同じふうに考えております。
柿崎 私は直系家族構成なんていうものは、これは何も「いえ」が無くたってできるわけです。つまり「いえ」というのは僕はもっと別の問題を含んでいると。つまり家族構成だけからは「いえ」は捉えられないという…。

田代 じゃあそれは私の考えと全然違いますね。ただその問題はですね、互いに違う違うないと机を隔ててやっててもしようがないんで、具体的な現象の中でどうなんでしょうか。例えば鹿児島とかですね、それから私の知っている所では愛媛県の八幡浜とかですね、これは漁村の近くの、そういうところに農家であっても隠居制度をとる所はあります。ありますけどそれはやはり「いえ」はありません。私の考える直系家族制とか三世代家族の同居ということは無い。

柿崎 私は例えば長野県の富士見町とかですね、それから福島の相馬あたりにも隠居制がある。ここではですね、ちゃんとした他のような「いえ」がある。ですから、隠居慣行というものの種類もまた非常にヴァリエーションがありますから、だから性格が分かれてるからって簡単に割り切れるかどうかというところに僕はちょっと疑問があるんですね。

田代 今私が例を挙げ、先生も例を挙げられたわけで、先生方の

ほうがお詳しいわけですが、そういう例を沢山挙げてみてもですね、所詮まあ大数法則になつていかないだろう、いわば特殊なですね、はつきり言つてはみだした連中の話だろうと私は見ていくわけです。

柿崎

僕はむしろ逆にね、現在けじめの問題が出てくると、むろそろそういうある種の日本的な、「いえ」の中における隠居制というものがですね、ある意味で非常に合理的なですね、ある意味では「いえ」をきっちりとが維持していくためですね、新しい一つの発想にもつながつてくるという側面がありはしないかなあというふうに見ています。

田代

その側面は私も認めるんですよ。ですから生前相続とかですね、農業者年金制度ということは、ある意味では現代の隠居制度であるわけですね。隠居というものを作らないけれども生前にやはり農地を渡しちゃうということはですね、ある意味ではそうである。そういうこともいろんな解決の方法があるだろう、またその隠居制から学ぶことがあるだろうということは認めますけれども、それと今の問題局面は私は違うだろう。というふうに満てるわけです。ですからさっき申しました親子協定とかですね、家族協定農業とかですね、これが日本の三世代家族に極めてマッチした実態としても制度なんてことは全然考えてないわけです。だけどういう仕掛けをしていく必要があるだろうという意味ではいいんじやないかというふうにみてるわけですね。

安原

今日田代さんが「いえ」の概念論に入らないということをおっしゃったのですが、やはり問題を考えていきますと概念論につながる問題があるかもしない。

田代

柿崎先生の意見は村落社会研究会の大勢なんですか？

安原

いや、別にそういうことじゃないです。いや、そういうふうに見は我々もですね、考え方直して見なければならぬだろうということはあるわけですね。で、それと関連しまして、これは高山さんもおっしゃったんですけども、松田さんがおっしゃった問題提起もそれに関連しているのだと思います。三世代家族というのは一つの家族構成から見てる規定だらうけれども、実はそうでない、これをまさに「制」という、システムたらしめているものが何かありはしないだらうかと、そういう意味ですね、松田さんからお出しになつた問題をもう少し敷衍していただいて、田代さんからまたお考えを伺いたいと思います。

松田

一つこれは非常に瑣末な質問だと思うのですが、けじめに関してなんですが、収入配分のけじめと言うときに、この収入というのは農業収入ですか？

田代

基本的には農業収入です。

松田 そうしますと、例えば兼業農家の場合、それぞれが自分のサラリーを持つているわけです。今八十数パーセントがそういう農家ですね。そういう農家の場合兼業部分というのは、この中で具体的にどう扱っていくのでしょうか？

田代

おっしゃる通りでありますて、さっきの例は、都市近郊の、世帯主夫婦は少なくとも専業的にやつて、そういうお宅のなかで色々聞いたお話しということで、勿論息子さんは勤めに出ちゃつてるという形でありますて、そこで奥さんは家にいてどうなのかとということでありまして、おっしゃられるような、全体が兼業収入で圧倒的に構成されている、そういうところの問題をどういうふうに考えるかというのは、また別のことで、おそらくま

はじめはついいちゃつてる形じゃないかなあと思います。逆にあまり

にも自分の勝手にするもんで問題が起こってるという、そういう側面の方が強いと思います。前、大須さんたちと東阿智かなんかを調査したときは、家族それぞれ兼業していく各自五万円ずつ家に出して、それでまあかなって、あとは自分達で使うとかですね、色々な形がすでにあのころから出て来たわけです。それについてはこれから勉強しないと何とも言えないですね。

そういうところで農業経営をどういう形でやって行けるのだろうかというのが、今の問題を考えていくとよくわからぬななどい…。

田代 いやそれは本当にそうです。

工藤 先生が象徴的におっしゃられた、風呂と釜の飯を一緒にしなければ同居じゃないということですが、ただ、そういうのが何個あるかという数を問題にせずに言いますと、千葉の蓮沼にこういうところがあるのです。要するに生活は全く別で、逆に農業は一社なんですね。先生は同居という問題を風呂と食というふうに生活の方からおっしゃられたのですけど、実は農業労働の面から家族という問題を考えるとどうなのかなという気がします。むしろ「農家」ということであれば、先生の立場からするとですね、むしろ農業労働、労働編成みたいなことで言われる方が

一つ大きな問題があるんじゃないかな。あるいは宮崎先生がやられたような家族協定のこと、「いえ」といつでもですね、部門分割性とかですね、あるいは手伝いをどう評価するかということともからめてけじめの問題が出てくるし、個人の自立ということで言えば、むしろ生活面でどれだけ自由が有るかということが、自家労働評価よ

り関わってくるんじゃないかという気がするんですね。

田代 いや、ただ問題はですね、そう簡単にその労働力の問題に関連してですね、家族と経営と所有とを結びつけていくければいいけれども、相対的にそれが違った現象を呈しているな

かでもって、それをどういうふうに考えて行くのかというのが、皆さん方の一番の悩みじゃないかと思うんですね。家族から勿論経営の労働力が内給されてくるわけだけれども、その内給する根源としての家族がどうなっているのかということと経営との問題が一体どういう仕掛けになっているのかという、そういう問題が確かにありますので、今のようなまとめ方には私は必ずしも賛成しないですね。それともうひとつ、さっき私が現象を出しましたように、とに姑が何か言えばパッと出ていく、だけどそれはアパートに住むわけです。いすれば凱旋するわけですよ。今の蓮沼のお宅の場合に、未来永劫それをやっていかれるのか、それともこれから一定の時期に扶養問題等起こってまた同居されていくのか、規範としてどちらの方向を向いているのかということがやはりあると思うんです。

磯辺

今だけじめに関わってですけども、やはり一番問題になるのは相続の問題じゃないですか。日頃のやり方は戦略・戦術いろいろあるでしょうけど、そこで一つ思い出すのは、例えば、岩手県松尾村で、自分の婿が農協関係に勤めてる。その奥さんがおやじさんといっしょに一生懸命働いてくれる。それで奥さんと養子縁組みして、奥さんの地位を確保してやる。さつき耕作権もないという話がありましたけれども、岩手県でこういうことをするのは俺が初めてだということを言つていました。こういうような解決の仕方

があるようだということと、居た様なことが都市近郊に起きますと、相続対策として、次から次に養子を作っていくんですね、そうするとこれは農業解体的な相続していく可能性があるわけです。もう一点として、田代さんが報告の中で言われた大規模経営の場合ですね、安城とか、若林農園とか。報告の中で、個人的所占有になっていく可能性ということをちらつと言われたような気がしたのですが。

田代

いやそうじゃないですね。経営の継承が……。

磯辺

息子でなくてよろしい。そうすると優秀な経営者が出てくればそれに譲る。そうすると一代限りになりますね。

田代

そういうことですね、はい。

磯辺

ある意味で個人的な所有に移っていく可能性を示唆されているんじゃないですか。

田代

蓄積されたものについては個人的な所有になるでしょうけれども、ただ若林農園を構成している個々の農家の「いえ」のその所有はどうなっていくかといえばそれはやはり息子が継いで行くんだろうと思います。

磯辺

あの、地権?

田代

ええ、そっちの方ですね。ただ、問題は経営の継承といふことで考えていくと、明らかにそこでは違った現象がでますね、今までは「いえ」の所有と経営とが一体になっているから所有を継ぐものは経営を継ぐもので、経営を継ぐものは所有を継ぐものであったということだけれども、経営を継ぐものと所有を継ぐものとはこう分かれしていくのではないかということを現象として申し上げたということ、磯辺先生のもう一つのですね、長男の方の首

は切ってお嫁さんという形は、それはあることはあると思うんです。

磯辺

別に首を切ったわけじゃなくて長男は当然権利を持つているわけですよ。お嫁さんを養子にするんですよ。

田代

お嫁さんの方をね。それはおそらく極めてア・ケースだと思います。そういう調査はございませんけれども、農業者年金のやつでもって、女性に経営権が委譲されているというケー

スは、きちっとしたデータがあるわけじゃないですが家付き娘ですね。その可能性が非常に高いというふうに見ております。いま磯辺さんのおっしゃったような形はあまりないと見ております。

磯辺

おやじさんの期待としては息子が少し慌てるだろうということですね。

田代

磯辺さん、それを言うと規範としては息子にまたもどるという話になりますからね、あまり得じゃないんですよ。

安原

まだ色々あるうかと存じますけれども、時間が大分超過しましたのでこの辺で終わらせていただきます。今日は私

ども非常に勉強になりましたけれども、同時にまた色々と沢山問題が出されました。我々共通の問題として考えて行かなければならぬいという部分も多々あつたのではないだろうかと思います。そういう意味では、漫談の部分も大変重要な問題を含んでていたと私も思いました。今日は本当にどうも有難うございました。

(田代氏の報告のなかの表を紙巾の関係で一部削除しました。
また討論の一部を録音状態が不良のため削除したことをお許し下さい。文責・事務局)